

お客様各位

株式会社東和銀行

外国送金のお取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向けた国際的な取組みが強化されていることを踏まえ、お客様との外国送金取引に際して、下記事項のお願いをしております。

お客様にはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 外国に送金するお取引

- 現金（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に現金で入金された預金を含みます。）による外国送金は承っておりません。
- 当行の預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（送金の直前にお客様の他行預金口座から送金原資を振込した場合等）は、売上金・給与等が入金されている他行通帳の写しなど、その正当性が確認できる資料のご提示をお願いいたします。
- 送金理由や受取人とのご関係など、送金の背景となるお取引の内容を確認できる資料（インボイス、受取人との契約書、輸出許可証等）のご提示をお願いいたします。
- 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、資料をご提示いただいた場合でも、その内容やお取引の内容によっては、送金をお断りさせていただく場合がございます。

2. 外国から送金を受け取るお取引

- 送金理由や送金依頼人とのご関係など、送金受取の背景となるお取引の内容を確認できる資料（インボイス、船荷証券、輸出許可証等）のご提示をお願いいたします。また、借入等による資金調達の場合、国内における資金用途についての確認資料も併せてご提示ください。
- 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、資料をご提示いただいた場合でも、その内容やお取引の内容によっては、ご入金をお断りさせていただく場合がございます。

以上

ふれあいバンク